

令和6年4月26日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
及び住所 ②中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
③東邦瓦斯株式会社 愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

2. 指名停止措置期間 : 令和6年4月26日から令和6年6月25日まで(2カ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)、東邦瓦斯(株)は、愛知県・岐阜県及び三重県の東邦瓦斯(株)の供給区域に所在する大口需要家が発注した都市ガスの見積もり合わせ等に関し、令和6年3月4日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記3社が、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第5号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内 |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138